

砂 川 市 規 則 第 1 4 号
令和 7 年 4 月 1 日

砂川市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市事務分掌規則の一部を改正する規則

砂川市事務分掌規則（平成10年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

「

保健福祉部	社会福祉課	社会福祉係 保護係
	子育て支援課	子ども保育係 子育て支援係 子ども家庭センター準備係
	介護福祉課	介護保険係 介護認定係 高齢者支援係
経済部	商工労働観光課	商工振興係 観光係 企業労政係
	農政課	農政係
	開発推進課	開発推進係
建設部	土木課	管理係 土木係 維持係 下水道係 都市計画係
	建築住宅課	住宅係 住生活支援係 建築係 建築指導係

」

を

「

保健福祉部	社会福祉課	社会福祉係 保護係
	子育て支援課	子育て支援係 子ども保育係
	介護福祉課	介護保険係 介護認定係 高齢者支援係
	子ども家庭センター	相談係 母子保健係
経済部	商工労働観光課	商工振興係 観光係 企業労政係
	農政課	農政係
建設部	土木課	管理係 土木係 維持係
	都市計画課	管理係 下水道係 都市計画係
	建築住宅課	住宅係 住生活支援係 建築係 建築指導係

」

に改める。

第3条第1項本文中「課に課長」を「課等に課長（子ども家庭センター、砂川市ふれあいセンター及び砂川市子ども通園センターの所長を含む。以下同じ。）」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「第1項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、市長が必要と認めたときは、課に課長補佐又は技術長を、子ども家庭センター、砂川市ふれあいセンター及び砂川市子ども通園センターに参事又は主幹を置くことができる。

別表第1（第2条関係）事務分掌表市民生活課の項中

「

環境衛生係	（1） 環境衛生の指導及び啓発に関すること。
-------	------------------------

」

	(2) 一般廃棄物処理計画の策定並びに廃棄物及びし尿の収集処理に関する こと。 (3) 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の許可及び指導に関する こと。 (4) 産業廃棄物に関する こと。 (5) 廃棄物の広域化、分別及びリサイクルに関する こと。 (6) 畜犬の取締り、野犬掃とう及び狂犬病予防法に関する こと。 (7) そ族及び害虫駆除に関する こと。 (8) 浄化槽の設置及び管理指導に関する こと。 (9) 墓地その他環境衛生施設の維持管理及び墓地、納骨堂又は火葬場の経営等 の許可等に関する こと。 (10) 空き地管理の指導に関する こと。 (11) 環境保全に係る狩猟に関する こと。 (12) 環境衛生団体の指導育成及び連絡調整に関する こと。 (13) 砂川地区保健衛生組合との連絡調整に関する こと。 (14) 防疫に関する こと。 (15) 北海道動物の愛護及び管理に関する条例に関する こと。 (16) 専用水道及び簡易専用水道に関する こと。
--	---

を

「

環境衛生係	(1) 環境衛生の指導及び啓発に関する こと。 (2) 一般廃棄物処理計画の策定並びに廃棄物及びし尿の収集処理に関する こと。 (3) 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の許可及び指導に関する こと。 (4) 廃棄物の広域化、分別及びリサイクルに関する こと。 (5) 畜犬の取締り、野犬掃とう及び狂犬病予防法に関する こと。 (6) そ族及び害虫駆除に関する こと。 (7) 浄化槽の設置及び管理指導に関する こと。 (8) 墓地その他環境衛生施設の維持管理及び墓地、納骨堂又は火葬場の経営等 の許可等に関する こと。 (9) 空き地管理の指導に関する こと。 (10) 環境保全に係る狩猟に関する こと。 (11) 環境衛生団体の指導育成及び連絡調整に関する こと。 (12) 砂川地区保健衛生組合との連絡調整に関する こと。 (13) 防疫に関する こと。 (14) 北海道動物の愛護及び管理に関する条例に関する こと。 (15) 専用水道及び簡易専用水道に関する こと。
-------	--

に改め、同表子育て支援課の項を次のように改める。

子育て支援課	子育て支援係	(1) 子ども・子育て支援施策の企画及び調整に関すること。 (2) 子ども・子育て会議の庶務に関すること。 (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び進行管理に関すること。 (4) 各種児童に係る手当に関すること。 (5) 児童福祉、母子及び父子並びに寡婦（夫）の福祉（福祉医療の給付を除く。）に関すること。 (6) 児童の虐待、養育、相談及び援護に関すること。 (7) 子育て支援センターに関すること。 (8) ファミリーサポートセンターに関すること。 (9) 児童福祉関係団体の指導育成に関すること。 (10) 課の庶務に関すること。
	子ども保育係	(1) 市立保育所の運営管理に関すること。 (2) 放課後児童健全育成事業に関すること。 (3) 病児・病後児保育施設の運営管理に関すること。 (4) 施設型給付事務に関すること。 (5) 特定教育・保育施設に係る教育・保育給付認定に関すること。 (6) 施設等利用給付事務に関すること。 (7) 特定子ども・子育て支援施設等に係る施設等利用給付認定に関すること。

別表第1（第2条関係）事務分掌表介護福祉課の項の次に次のように加える。

子ども家庭センター	相談係	(1) 児童福祉と母子保健の一体的支援に関すること。 (2) 妊産婦、子ども及び子育て世帯の相談支援に関すること。 (3) 妊産婦、子ども及び子育て世帯の課題・ニーズの把握に関すること。 (4) 要支援児童、要保護児童等への包括的支援に関すること。 (5) センターの庶務に関すること。
	母子保健係	(1) 妊産婦及び乳幼児の保健指導並びに栄養指導に関すること。 (2) 妊産婦及び乳幼児の健康診査に関すること。 (3) 幼児歯科保健に関すること。

別表第1（第2条関係）事務分掌表商工労働観光課の項中

「

観光係	(1) 観光事業の推進及び宣伝に関すること。 (2) イベントの企画及び推進に関すること。 (3) 観光関係団体の指導育成及び連絡調整に関すること。 (4) ふるさと活性化プラザに関すること。 (5) オートスポーツランドに関すること。
-----	--

」

を

「

観光係	(1) 観光事業の推進及び宣伝に関する事 (2) イベントの企画及び推進に関する事 (3) 観光関係団体の指導育成及び連絡調整に関する事 (4) ふるさと活性化プラザに関する事 (5) オートスポーツランドに関する事 (6) まちなか交流施設に関する事
-----	---

」

に改め、同表開発推進課の項を削り、同表中

「

土木課	管理係	(1) 道路、橋梁及び河川の管理に関する事 (2) 道路及び河川用地の占用に関する事 (3) 道路の認定、変更及び廃止に関する事 (4) 道路及び河川事業に係る国庫等補助申請に関する事 (5) 国、道等の道路及び河川事業推進に係る連絡調整に関する事 (6) 道路及び河川に係る関係団体との連絡調整に関する事 (7) 道の河川樋門の管理受託に関する事 (8) 法定外公共物に関する事 (9) 下水道事業会計に関する事 (10) 下水道使用料、受益者負担金及び分担金の賦課、徴収並びに収納確認に関する事 (11) 個別排水処理施設使用料及び分担金の賦課、徴収並びに収納確認に関する事 (12) 水洗便所改造資金の貸付に関する事 (13) 中空知広域水道企業団に関する事 (14) 西空知広域水道企業団との連絡調整に関する事 (15) 課所管の用地買収及び補償業務に関する事 (16) 部及び課の庶務に関する事
	土木係	(1) 道路、橋梁並びに河川の整備計画及び工事に関する事 (2) 道路、橋梁及び河川の災害復旧に関する事 (3) 農業農村整備事業の工事に関する事 (4) 部外土木工事に関する事
	維持係	(1) 道路、橋梁、河川並びに公園緑地の維持管理及び修繕工事に関する事 (2) 除排雪事業に関する事 (3) 流雪溝に関する事 (4) 水防施設及び資材の維持管理に関する事 (5) 道路及び河川愛護団体に関する事

		(6) 公園の占用に関する事。 (7) 土木事業車の管理に関する事。 (8) 車両センターの管理に関する事。
	下水道係	(1) 下水道整備計画及び工事に関する事。 (2) 流域下水道に関する事。 (3) 下水道施設の維持管理に関する事。 (4) 排水設備設置の審査及び検査に関する事。 (5) 排水設備工事の受託に関する事。 (6) 水洗化の普及促進に関する事。 (7) 排水設備工事業者の指定及び登録に関する事。 (8) 特定施設及び除害施設に関する事。 (9) 個別排水処理施設の設置及び維持管理に関する事。 (10) 下水道等に関する相談及び指導に関する事。
	都市計画係	(1) 都市計画の基本方針に関する事。 (2) 都市計画区域及び地域地区の指定に関する事。 (3) 都市計画法に基づく開発許可の進達に関する事。 (4) 町名、字名及び地番の設定に関する事。 (5) 都市施設（下水道を除く。）の指定に関する事。 (6) 都市計画関係団体との連絡調整に関する事。 (7) 都市計画審議会に関する事。 (8) 国土利用計画法の届出の進達に関する事。 (9) 地価公示台帳閲覧に関する事。 (10) 優良宅地の認定事務に関する事。 (11) 街路並びに公園の整備計画及び工事に関する事。 (12) 公園の災害復旧に関する事。 (13) 緑化事業の整備計画の策定に関する事。 (14) 緑化の普及推進に関する事。 (15) 緑化協力団体との連絡調整に関する事。 (16) 屋外広告物の簡易除却に関する事。

」

を

「

土木課	管理係	(1) 道路、橋梁及び河川の管理に関する事。 (2) 道路及び河川用地の占用に関する事。 (3) 道路の認定、変更及び廃止に関する事。 (4) 道路及び河川事業に係る国庫等補助申請に関する事。 (5) 国、道等の道路及び河川事業推進に係る連絡調整に関する事。 (6) 道路及び河川に係る関係団体との連絡調整に関する事。
-----	-----	--

		(7) 道の河川樋門の管理受託に関すること。 (8) 法定外公共物に関すること。 (9) 課所管の用地買収及び補償業務に関すること。 (10) 部及び課の庶務に関すること。
	土木係	(1) 道路、橋梁並びに河川の整備計画及び工事に関すること。 (2) 道路、橋梁及び河川の災害復旧に関すること。 (3) 農業農村整備事業の工事に関すること。 (4) 部外土木工事に関すること。
	維持係	(1) 道路、橋梁、河川並びに公園緑地の維持管理及び修繕工事に関すること。 (2) 除排雪事業に関すること。 (3) 流雪溝に関すること。 (4) 水防施設及び資材の維持管理に関すること。 (5) 道路及び河川愛護団体に関すること。 (6) 公園の占用に関すること。 (7) 土木事業車の管理に関すること。 (8) 車両センターの管理に関すること。
都市計画課	管理係	(1) 下水道事業会計に関すること。 (2) 下水道使用料、受益者負担金及び分担金の賦課、徴収並びに収納確認に関すること。 (3) 個別排水処理施設使用料及び分担金の賦課、徴収並びに収納確認に関すること。 (4) 水洗便所改造資金の貸付に関すること。 (5) 中空知広域水道企業団に関すること。 (6) 西空知広域水道企業団との連絡調整に関すること。 (7) 課所管の用地買収及び補償業務に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。
	下水道係	(1) 下水道整備計画及び工事に関すること。 (2) 流域下水道に関すること。 (3) 下水道施設の維持管理に関すること。 (4) 排水設備設置の審査及び検査に関すること。 (5) 排水設備工事の受託に関すること。 (6) 水洗化の普及促進に関すること。 (7) 排水設備工事業者の指定及び登録に関すること。 (8) 特定施設及び除害施設に関すること。 (9) 個別排水処理施設の設置及び維持管理に関すること。 (10) 下水道等に関する相談及び指導に関すること。
	都市計画係	(1) 都市計画の基本方針に関すること。 (2) 都市計画区域及び地域地区の指定に関すること。 (3) 都市計画法に基づく開発許可の進達に関すること。

		(4) 町名、字名及び地番の設定に関する事 (5) 都市施設（下水道を除く。）の指定に関する事 (6) 都市計画関係団体との連絡調整に関する事 (7) 都市計画審議会に関する事 (8) 国土利用計画法の届出の進達に関する事 (9) 地価公示台帳閲覧に関する事 (10) 優良宅地の認定事務に関する事 (11) 街路並びに公園の整備計画及び工事に (12) 公園の災害復旧に関する事 (13) 緑化事業の整備計画の策定に関する事 (14) 緑化の普及推進に関する事 (15) 緑化協力団体との連絡調整に関する事 (16) 屋外広告物の簡易除却に関する事
--	--	---

」

に改める。

別表第 2（第 5 条関係）社会福祉課の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。